

		川越市で定められているもの	川越市で定められていないもの	
都市 計 画 法	土 地 利 用	都市計画区域	川越都市計画区域 ※市内全域	-
		区域区分	市街化区域・市街化調整区域	
		地域地区	用途地域 高度利用地区 防火地域又は準防火地域 生産緑地地区 伝統的建造物群保存地区	特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、 高層住居誘導地区、高度地区、特定街区、都市再生特別地区、 居住調整地域、特定用途誘導地区、特定防災街区整備地区、景観地区、 風致地区、駐車場整備地区、臨港地区、歴史的風土特別保存地区、歴史的風土保存地区、 緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、流通業務地区、 航空機騒音障害防止（特別）地区
		促進区域	土地区画整理促進区域 （事業は終了しているため制限等なし）	市街地再開発促進区域、住宅街区整備促進区域、 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域
		遊休土地転換利用促進地区	-	遊休土地転換利用促進地区
		被災市街地復興促進地域	-	被災市街地復興推進地域
		地区計画等	地区計画	歴史的風致維持向上地区計画、防災街区整備地区計画、 沿道地区計画、集落地区計画
	都市施設	道路 公園・緑地 下水道・汚物処理場・ごみ焼却場 市場・火葬場	都市高速鉄道・駐車場・自動車ターミナル等、広場・墓園等、水道・電気供給施設・ ガス供給施設等、河川・運河・水路、教育文化施設、医療施設・社会福祉施設、 畜場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地、 一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設、 一団地の復興拠点市街地形成施設、電気通信施設、防火・防水等の施設	
市街地開発事業	土地区画整理事業 （事業は終了しているため制限等なし） 市街地再開発事業 （事業は終了しているため制限等なし）	新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、 住宅街区整備事業、防災街区整備事業、市街地開発事業等予定区域		
都市再生特別措置法	立地適正化計画区域 ※市内全域 （都市機能誘導区域、居住誘導区域）	都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、退避施設協定、非常用電気等供給施設協定、 都市再生整備歩行者経路協定、管理協定、立地誘導促進施設協定		
その他	道路後退行政指導 地区街づくり推進条例	この他の調査事項については各課窓口にて配布しています「川越市内における 不動産調査窓口と手順」に基づき確認をお願いします。		